

令和6年第1回守山市教育委員会定例会

1	教育長業務報告	2
2	報告事項	
(1)	守山市技能労務職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規則の一部を改正する規則について	3
(2)	守山市職員の給与に関する規則の一部を改正する規則について	12
(3)	守山市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則について	13
3	その他事項	
(1)	寄付採納一覧について	35
(2)	教育委員会関係行事等について	39
(3)	教育委員会の日程等について	51

## 令和5年12月・令和6年1月 業務報告

令和6年1月25日現在

月	日	曜	主 な 内 容
12	23	土	もりやま青年団 presents あわてんぼうのサンタがおうちにやってきたあ〜！2023 出発式
12	26	火	令和5年度第2回守山市いじめ問題調査委員会
1	4	木	令和6年新春年賀交歓会、令和6年中洲学区新春賀詞交換会、玉津学区新年のつどい 令和6年小津学区新年のつどい、令和6年守山学区新年のつどい 学校長面談（速野小、立入が丘小、吉身小）
1	5	金	学校長面談(物部小、玉津小、中洲小、小津小、守山小、河西小、守山南中)
1	6	土	伝統文化こどもいけ花教室「花とあそび」修了式、令和6年速野学区新年のつどい
1	8	祝月	第54回MORIYAMA NEW YEAR 駅伝大会、令和6年守山市二十歳のつどい
1	9	火	学校長面談(守山北中、守山中、明富中)
1	10	水	令和5年度第3回人事主事訪問(物部小、吉身小、玉津小、明富中)
1	11	木	特別支援学級新設に係る県教育委員会との協議
1	12	金	令和5年度第3回人事主事訪問（速野小、守山南中、河西小、小津小、中洲小）
1	13	土	2024年守山青年会議所新年例会
1	15	月	令和5年度第3回人事主事訪問（守山小、守山中、立入が丘小、守山北中）
1	16	火	JICA（独立行政法人国際協力機構）海外協力隊員表敬訪問
1	18	木	令和5年度文部科学省・滋賀県教育委員会「道徳教育の抜本的改善・充実に係る支援事業」 道徳教育研究発表大会（中間発表・小津小学校）
1	19	金	寄贈式（相原 満雄氏）、寄贈式（近江守山ライオンズクラブ）
1	20	土	令和5年度守山市PTA大会
1	25	木	令和6年第1回守山市教育委員会定例会、令和5年度歴代教育委員会委員・教育長会議 近江守山ライオンズクラブ「国際平和ポスターコンテスト表彰式」例会

守山市技能労務職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 5 年 11 月 22 日

守山市長 森 中 高 史

守山市規則第 62 号

守山市技能労務職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規則の一部を改正する規則

守山市技能労務職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規則（昭和40年規則第3号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 および別表第 2 を次のように改める。

別表第1（第4条関係）

技能労務職給料表(1)

号給	給料月額	号給	給料月額
	円		円
1	162,100	101	303,100
2	163,200	102	304,600
3	164,400	103	306,000
4	165,500	104	307,300
5	166,600	105	308,800
6	167,700	106	310,300
7	168,800	107	311,900
8	169,900	108	313,500
9	170,900	109	314,500
10	172,300	110	315,900
11	173,600	111	317,200
12	174,900	112	318,500
13	176,100	113	319,600
14	177,600	114	321,000
15	179,100	115	322,400
16	180,700	116	323,800
17	181,800	117	325,300
18	183,200	118	326,500
19	184,600	119	327,800
20	186,000	120	329,000
21	187,300	121	330,000
22	189,600	122	330,900
23	191,800	123	332,000
24	194,000	124	333,100
25	196,200	125	334,200
26	197,900	126	335,200

27	199,400	127	336,200
28	200,900	128	337,200
29	202,400	129	338,100
30	203,800	130	339,000
31	205,200	131	339,900
32	206,600	132	340,800
33	208,000	133	341,700
34	209,300	134	342,700
35	210,600	135	343,700
36	211,900	136	344,600
37	214,400	137	345,500
38	216,200	138	346,400
39	217,900	139	347,300
40	219,600	140	348,100
41	221,100	141	348,900
42	222,600	142	349,700
43	224,100	143	350,500
44	225,600	144	351,200
45	226,800	145	351,900
46	228,200	146	352,700
47	229,600	147	353,500
48	231,000	148	354,100
49	232,400	149	354,800
50	234,000	150	355,500
51	235,500	151	356,200
52	236,900	152	356,900
53	238,100	153	357,500
54	239,700	154	358,000
55	241,200	155	358,500

56	242,600	156	359,000
57	243,600	157	359,400
58	245,100	158	359,800
59	246,400	159	360,200
60	247,600	160	360,600
61	248,700	161	361,000
62	249,700	162	361,400
63	250,600	163	361,800
64	251,500	164	362,200
65	252,400	165	362,600
66	253,300	166	363,000
67	254,100	167	363,400
68	254,900	168	363,800
69	259,000	169	364,200
70	260,200	170	364,600
71	261,400	171	365,000
72	262,500	172	365,400
73	263,600	173	365,800
74	264,700	174	366,200
75	265,800	175	366,600
76	266,900	176	367,000
77	267,900	177	367,400
78	268,900		
79	269,900		
80	270,900		
81	271,800		
82	272,700		
83	273,600		
84	274,500		

85	275,400		
86	276,300		
87	277,200		
88	278,100		
89	285,500		
90	287,300		
91	288,900		
92	290,500		
93	292,100		
94	293,400		
95	294,500		
96	295,700		
97	296,900		
98	298,600		
99	300,300		
100	301,800		

備考

- 1 この表は、第2条第1号から第6号までに規定する職員に適用する。
- 2 定年前再任用短時間勤務職員の給料月額は、194,000円とする。

別表第2（第4条関係）

技能労務職給料表(2)

号給	給料月額	号給	給料月額
	円		円
1	157,700	101	282,100
2	158,800	102	282,900
3	159,900	103	283,800
4	161,000	104	284,600
5	162,100	105	285,400
6	163,200	106	286,100
7	164,400	107	287,000
8	165,500	108	287,900
9	166,600	109	288,800
10	167,700	110	289,400
11	168,800	111	290,200
12	169,900	112	291,000
13	170,900	113	291,800
14	172,300	114	292,400
15	173,600	115	293,400
16	174,900	116	294,400
17	176,100	117	295,300
18	177,600	118	296,000
19	179,100	119	296,900
20	180,700	120	297,800
21	181,800	121	298,600
22	183,200	122	299,200
23	184,600	123	299,800
24	186,000	124	300,400
25	187,300	125	301,100
26	189,600	126	301,700

27	191,800	127	302,500
28	194,000	128	303,200
29	196,200	129	303,900
30	197,900	130	304,500
31	199,400	131	305,200
32	200,900	132	305,900
33	202,400	133	306,500
34	203,800	134	307,100
35	205,200	135	307,800
36	206,600	136	308,500
37	208,000	137	309,100
38	209,300	138	309,600
39	210,600	139	310,100
40	211,900	140	310,700
41	213,200	141	311,300
42	214,400	142	311,900
43	215,600	143	312,300
44	216,700	144	312,800
45	217,800	145	313,300
46	218,900	146	313,600
47	219,900	147	314,100
48	220,900	148	314,600
49	221,800	149	315,000
50	222,700	150	315,200
51	223,600	151	315,500
52	224,500	152	315,800
53	225,400	153	316,100
54	226,300	154	316,400
55	227,200	155	316,700

56	228,100	156	317,000
57	232,400	157	317,300
58	234,000	158	317,500
59	235,500	159	317,900
60	236,900	160	318,200
61	238,100	161	318,400
62	239,700	162	318,600
63	241,200	163	318,900
64	242,600	164	319,200
65	243,600	165	319,500
66	245,100	166	319,700
67	246,400	167	320,000
68	247,600	168	320,300
69	248,700	169	320,500
70	249,700		
71	250,600		
72	251,500		
73	252,400		
74	253,300		
75	254,100		
76	254,900		
77	255,600		
78	256,700		
79	257,900		
80	259,000		
81	260,200		
82	261,400		
83	262,500		
84	263,600		

85	264,700		
86	265,800		
87	266,900		
88	267,900		
89	268,900		
90	269,900		
91	270,900		
92	271,800		
93	272,700		
94	273,600		
95	274,500		
96	275,400		
97	279,400		
98	279,900		
99	280,600		
100	281,400		

備考

- 1 この表は、第2条第7号から第9号までに規定する職員に適用する。
- 2 定年前再任用短時間勤務職員の給料月額は、177,600円とする。

付 則

(施行期日等)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則による改正後の守山市技能労務職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規則（以下「改正後の技能労務職員給与等規則」という。）別表第1および別表第2の規定は、令和5年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 改正後の技能労務職員給与等規則の規定を適用する場合には、この規則による改正前の守山市技能労務職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規則の規定に基づいて支給された給与は、改正後の技能労務職員給与等規則の規定による給与の内払とみなす。

守山市職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 5 年 12 月 1 日

守山市長 森 中 高 史

守山市規則第 63 号

守山市職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

第 1 条 守山市職員の給与に関する規則（昭和 41 年規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 43 条第 1 号中「100 分の 200」を「100 分の 210」に改め、同条第 2 号中「100 分の 47.5」を「100 分の 50」に改める。

第 2 条 守山市職員の給与に関する規則の一部を次のように改正する。

第 43 条第 1 号中「100 分の 210」を「100 分の 205」に改め、同条第 2 号中「100 分の 50」を「100 分の 48.75」に改める。

付 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 1 条の規定による改正後の守山市職員の給与に関する規則の規定は、令和 5 年 12 月 1 日から適用する。

守山市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 5 年 12 月 1 日

守山市長 森 中 高 史

守山市規則第 64 号

守山市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部を改正する規則

守山市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則（昭和51年規則第19号）の一部を次のように改正する。

別表第 7 (1) 行政職給料表昇格時号給対応表中

「	22	「	21
	23		22
	24		22
	25		23
	25		23
	25		24
	26		24
	26		25
	26		25
	27		26
	27		26
	27		27
	28		27
	28		28
	28		28
	29		29
	29		29
	30		29
	30		30

31
31
32
32
33
33
34
34
35
35
36
36
37
37
38
38
39
39
40
40
41

」を

30
30
31
31
31
32
32
32
33
33
33
34
34
34
35
35
35
36
36
36
37

」に、

「

「

38
39
40
41
41
42
42
43
43
44

」を

37
38
38
39
39
40
40
41
42
43

」に、

「

「

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

50
50
50
50
51
51
51
51
52
52
52
52
53
53
53
53
53
54
54
54
54
54
55
55
55
55
55
56
56
56
56
56
56
56
57
57

49
50
50
50
50
50
51
51
51
51
51
51
52
52
52
52
52
53
53
53
53
53
54
54
54
54
54
54
54
54
55
55
55
55
55
56
56
56
56
56
56
56
56

57
57
57
57
58
58
58
58
58
58
58
58
59
59
59
59

56
56
56
56
56
57
57
57
57
57
57
57
57
57
57

」を 」に、

「

「

56
56
56
56
56
57
57
57
57
57
58
58
58
58
58
58
59

55
55
56
56
56
56
56
56
56
56
57
57
57
57
57

」を 」に、

「

「

32
----

31
----

32
32
32
32
32
32
32
32
32
32
32
32
32
32
32
33
33
34
34
35

31
31
31
31
31
31
31
31
31
31
32
32
32
32
32
32
32
32
32
33

」を

」に、改め、同表(5) 医療職給料表(3)昇格時号給対

応表中

「

「

42
43
44
45
46
47
48
49
50
51
52
53
54
55
56

41
42
42
43
43
44
44
45
46
47
48
49
50
51
52

57
58
59
60
61
62
63
64
65
65
66
66
67
67
68
68
69
70
71
72
73
73
74
74
75
75
76

53
54
55
56
57
58
59
60
61
62
63
64
65
65
66
66
67
67
68
68
69
70
71
72
73
74
75

」を

」に、

「

「

82
82
82
82
83
83

81
82
82
82
82
82

83
83
84
84
84
84
85
85
85
86
86
86
87
87
87
88
88
88
89
89
89
89
90
90
90
90
91
91
91
91
92
92
92
92
93

83
83
83
83
83
84
84
84
84
84
85
85
85
86
86
87
86
86
86
87
87
87
88
88
88
88
89
89
89
89
90
90
90
90
91
90
90
91
91
91
91
92

93
93
93
94
94
94
94
95
95
95
95
95
96

92
92
92
93
93
93
94
94
94
94
95
95
95

」を

」に改め、同表(6) 幼児教育職給料表昇格時号給対

応表中

「

18
19
20
21
21
22
22
23
23
24
24
25
25
26
26
27
27
28

」を

「

17
18
18
19
19
20
20
21
21
22
22
23
23
24
24
25
26
27

」に、

「

\_\_\_\_\_

「

\_\_\_\_\_

34
35
36
37
37
38
38
39
39
40
40
41
42
43
44
45
45
46
46
47
47
48
48
49
49
50
50
51
51
52
52
53
53
53
53

33
34
34
35
35
36
36
37
37
38
38
39
39
40
40
41
42
43
44
45
45
46
46
47
47
48
48
49
49
49
49
50
50
50
50
51
51

54
54
54
54
55
55
55
55
56
56
56
56
57
57
57
57
58
58
58
58
59
59
59
59
60
60
60
60
61
61
61
61
61
61
61

51
52
52
52
53
53
53
53
53
54
54
54
54
55
55
55
55
56
56
56
56
57
57
57
58
58
58
58
59
59
59
59

62
62
62
62
62
62
62
63
63
63
63
63
63
63
63
63

」を

「

59
59
59
59
59
60
60
60
60
60
60
60
60
60
60
60

」に、

「

58
58
59
59
60
60
61
61
62
62
63
63
64
64
65
65
66
66
67

57
58
58
58
58
59
59
59
60
60
60
60
61
61
62
62
63
63
64
64
65



47
48
48
48
48
48
48
48
48
49
49
49
49
49

47
47
47
47
47
47
48
48
48
48
48
48
48
48

」を

」に改め、同表(7) 教育公務員給料表昇格時号給対応

表中

「

38
39
40
41
41
41
42
42
42
43
43
43
44

「

37
38
38
39
39
40
40
41
41
42
42
43
43

」を

」に、

「

54
54
55
55

「

53
54
54
54

56
56
57
58
59
60
61
61
61
62
62
62
63
63
63
64
64
64
65
65
65
65
65
65
65
65
65
65
66
66
66
66
66
66
66
66
66
67
67
67

55
55
55
56
56
56
57
57
58
58
59
59
60
60
61
61
61
61
61
62
62
62
62
62
63
63
63
63
63
63
63
63
63
64
64
64
64
64
65
65
65
65
65
66

67
67
67
67
68
68
68

66
66
66
67
67
67
67

」を 」に改める。

別表第7の3(1) 行政職給料表降格時号給対応表中

「

「

37
39
40
42
43
44
45
46
47
48
49
50
51
52
53
54
55
56
59
62
65
68
70
72
74

38
39
41
42
43
44
45
46
47
48
49
50
51
52
54
56
58
60
62
64
66
68
71
74
77

76
78
80
82
84
86
88
90
92

80
83
86
89
92
93
93
93
93

「 \_\_\_\_\_ 」を 「 \_\_\_\_\_ 」に、

53
54
55
56
58
60
62
64
66
68
70
72
76
80
84
88
93
98
103
109
115
121

54
56
58
60
61
62
63
64
66
68
70
72
77
82
87
92
97
102
107
116
125
125

「 \_\_\_\_\_ 」を 「 \_\_\_\_\_ 」に、

97
102
107
112

99
106
113
113

」を 」に、

「

「

67
80
82
84

77
84
85
85

」を

」に改め、同表(3) 医療職給料表(3)降格時号給対

応表中

「

「

23
25
26
27
28
29

24
25
26
28
29
30

」を

」に、

「

「

57
58
59
60
61
62
63
64
65
66
67
68
69
70

58
60
62
64
65
66
67
68
69
70
71
72
73
74

71
72
73
74
75
76
77
78
79
80
82
84
86
88
89
90
91
92
94
96
98
100
102
104
106
108
112
116
120
124
127
130
133
136
140

75
76
77
78
79
80
81
82
83
84
86
88
90
92
93
94
95
96
97
98
99
100
102
104
106
108
113
118
123
128
131
134
137
140
144

144
148
152
156
160
164

148
152
156
159
162
165

」を

」に改め、同表(4) 幼児教育職給料表降格時号給対

応表中

「

41
42
43
44
46
48
50
52
54
56
58
60
62
64
66
68
69
70
71
72
74
76
78
80
81
82

「

42
44
46
48
50
52
54
56
57
58
59
60
62
64
66
68
70
72
74
76
78
80
82
84
85
86

83
84
86
88
90
92
94
96
98
100
104
108
112
116
120
124
128
132
139
146

87
88
90
92
94
96
99
102
105
108
113
118
123
128
131
134
144
153
153

」を 」に、

「

「

82
84
86
88
90
92
94
96
98
100
102

83
86
89
92
94
96
98
100
101
102
103

」を 」に、

「

「

\_\_\_\_\_

\_\_\_\_\_

49
50
51
52
55
58
61
64
69
74
81
88

50
52
54
56
59
62
65
68
72
79
86
93

」を 」に改め、同表(5) 教育公務員給料表降格時号給対

応表中

「

20
21
23

」を

「

20
22
23

」に、

「

45
46
47
48
51
54
57

」を

「

46
48
50
52
54
56
58

」に、

「

78
80
82
84
85
86

「

79
82
85
88
90
92

87
88
91
94
97
100
107
114
121

94
96
100
104
108
112
116
120
124

」を 」に改める。

付 則

(施行期日等)

- 1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の守山市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則（次項において「改正後の初任給等規則」という。）の規定は、令和5年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 令和5年4月1日からこの規則の施行の日の前日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員および昇給、降号または復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員のうち、改正後の初任給等規則の規定による号給がこの規則による改正前の守山市職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則（以下この項において「改正前の初任給等規則」という。）の規定による号給に達しない職員の、当該適用または当該異動の日における号給については、改正後の初任給等規則の規定にかかわらず、この規則による改正前の初任給等規則の規定による号給とするものとする。
- 3 この規則の施行の日から令和6年3月31日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員および降格、昇給、降号または復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった職員（個別に市長の承認を得て号給を決定することとされている職員を除く。）のうち、前項の規定の適用を受ける職員との均衡上必要があると認められる職員の、当該適用または当該異動の日における号給については、なお従前の例によることができる。

寄付採納一覧について

令和6年1月25日現在

NO	月	寄付者	寄付物件	数量	評価額	合計評価額	寄付先	※ 1	※ 2	※ 3
1	2月	認定こども園守山幼稚園 PTA小鳩会 会長 中村彩子	なわとびポール ベンチテーブルセット	2セット 1セット	90,000円 39,000円	180,000円 39,000円 計219,000円	認定こども園 守山幼稚園			
2	3月	株式会社マイネット 代表取締役社長 岩城 農	ノート (B5)	987冊	500円	493,500円	市内9小学校			
3	4月	株式会社 京都銀行	トイレットペーパー	3,900巻	190,905円	190,905円	全小中学校			
4	4月	守山北中学校 令和4年度卒業生・保護者 代表 小嶋 祐子	ワンタッチテント大 ワンタッチテント小 鋳物おもり	1台 1台 4台	187,000円 55,000円 11,000円	187,000円 55,000円 44,000円 計286,000円	守山北中学校			
5	4月	コカ・コーラボトラーズ ジャパン株式会社	バスケットボール	8球	20,000円	160,000円	全中学校			
6	7月	近江守山ライオンズクラブ	大人用ライフジャケット 子供用ライフジャケット	各100着	600,000円	600,000円	社会教育・ 文化振興課			

NO	月	寄付者	寄付物件	数量	評価額	合計評価額	寄付先	※ 1	※ 2	※ 3
7	8月	相原 道廣	防球ネット	1式	537,900円	537,900円	守山南中学校	R5 ○ ※		
8	9月	有限会社 宮本 代表取締役 宮本 敏明	かんたんテント	1帳	100,000円	100,000円	明富中学校			
9	10月	玉津小学校創立 150 周年 記念事業実行委員会	カヤック収納用倉庫	1棟	528,000円	528,000円	玉津小学校			
10	10月	滋賀県民共済生活協同組合 代表理事 水野 裕久	絵本・児童書	131冊	299,818円	299,818円	図書館			
11	11月	株式会社 京都銀行	トイレットペーパー	4,000巻	195,800円	195,800円	全小中学校		R5 ○	
12	11月	立入が丘小学校 P T A 会長 藤田 奈穂子	ターザンロープ安全柵	1式	811,800円	811,800円	立入が丘 小学校			
13	11月	有限会社 宮本 代表取締役 宮本 敏明	フォールディングテーブル 幕板付	2台	100,000円	100,000円	速野小学校			

NO	月	寄付者	寄付物件	数量	評価額	合計評価額	寄付先	※ 1	※ 2	※ 3
14	12月	玉津小学校創立 150 周年 記念事業実行委員会	カヤック収納用倉庫	1棟	578,350円	578,350円	玉津小学校		R6 ○	
15	12月	玉津小学校創立 150 周年 記念事業実行委員会 委員長	一輪車 14 インチ 一輪車 16 インチ 一輪車 18 インチ 指揮台 コードレス掃除機 掃除機 草刈機 ホワイトボード ミニ耕運機 テント 3号 (学校名入り)	5台 3台 2台 1台 3台 1台 1台 1台 1台 1帳	85,550円 55,257円 38,148円 227,300円 44,400円 18,000円 84,000円 20,200円 110,000円 157,230円	840,085円	玉津小学校		R6 ○	
16	12月	立入が丘小学校 保護者	ポータブルワイヤレス アンプ	1台	130,000円	130,000円	立入が丘 小学校			
17	12月	公益財団法人 河本文教福祉振興会	学校図書	281部	1,979,910円	1,979,910円	全小中学校		R6 ○	

※令和4年12月に寄付いただいたグランドピアノおよび防球ネット（4,735,500円相当）と合算し100万円以上となったため、守山市表彰条例第5条 社会功労に該当となる。なお、守山市表彰条例は守山市自治振興表彰内規より優先される。

○守山市表彰条例（※1）

第5条 社会功労	(6)公益のため金品の寄付をした者 一般寄付、ふるさと応援寄付を問わず、 市に対する寄付であれば該当	個人100万円以上 団体200万円以上 (教育後援会からの寄付を除く)
-------------	--	---

○守山市自治振興表彰内規（教育委員会）（※2）

第2条	(7) 公益のため金品を寄付した者	個人50万円以上、団体100万円以上 ※ただし、団体については、3年を限度に通算可。
-----	-------------------	---

○紺綬褒章等の授与基準について（※3）

褒章条例第1条の規定により紺綬褒章を授与する場合の授与基準	寄付金額 500万円以上
-------------------------------	--------------

## 教育委員会関係行事等について

行事名	担当課
令和5年度「発達障害を知ろう」講演会の開催結果について	発達支援課
第9回生徒会サミットの開催結果について	教育研究所
令和5年度埋蔵文化財センター秋季特別展の開催結果について	文化財保護課
令和5年度埋蔵文化財センター春季・秋季講演会および歴史入門講座の開催結果について	文化財保護課
「あわてんぼうのサンタがおうちにやってきたあ〜！2023」の結果について	社会教育・文化振興課
第41回野洲川健康ファミリーマラソン大会の開催について	スポーツ振興課

令和5年度「発達障害を知ろう」講演会の結果について

発達支援課

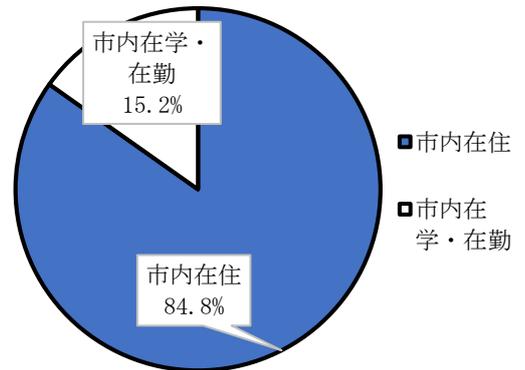
- 1 目的 発達障害を持つ人たちへの理解を促進し、支援の周知を図り広く啓発につなげる。
- 2 開催日 令和5年12月2日（土） 午後2時から午後4時まで
- 3 場所 守山市民ホール 小ホール
- 4 対象 市内在住または、市内に在学・在勤の中学生以上の人  
（小学生以下の子どもは保護者と同伴可の別室あり）
- 5 内容 <講演会と質疑応答>  
演題：“発達障害” はじめのいっぽ 学齢期編  
～学齢期からはじめる就労への準備～  
講師：滋賀医科大学 小児科学講座（小児発達支援学部門）  
特任准教授 阪上 由子 氏
- 6 参加者数 88人（大人<中学生以上>：64人、子ども：2人、発達支援課職員等：22人）

※以下の集計は発達支援課職員を除く

① 在住・在勤の割合

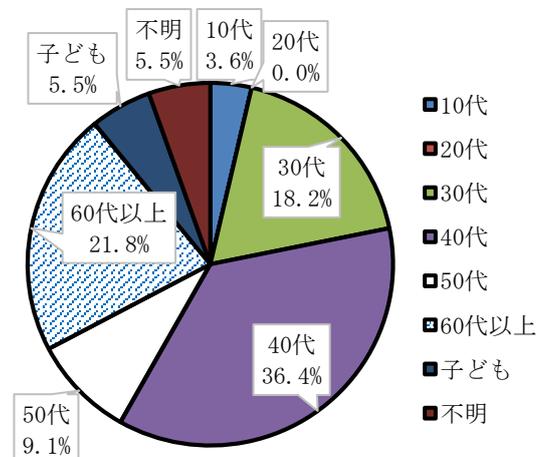
項目	人数
市内在住	56
市外在住	10
計	66

※在住・在勤の両方の回答がある人は、「在住」でカウント



② 年齢層

年代	人数
10代	1
20代	0
30代	7
40代	27
50代	8
60代以上	21
子ども	2
不明	0
計	66



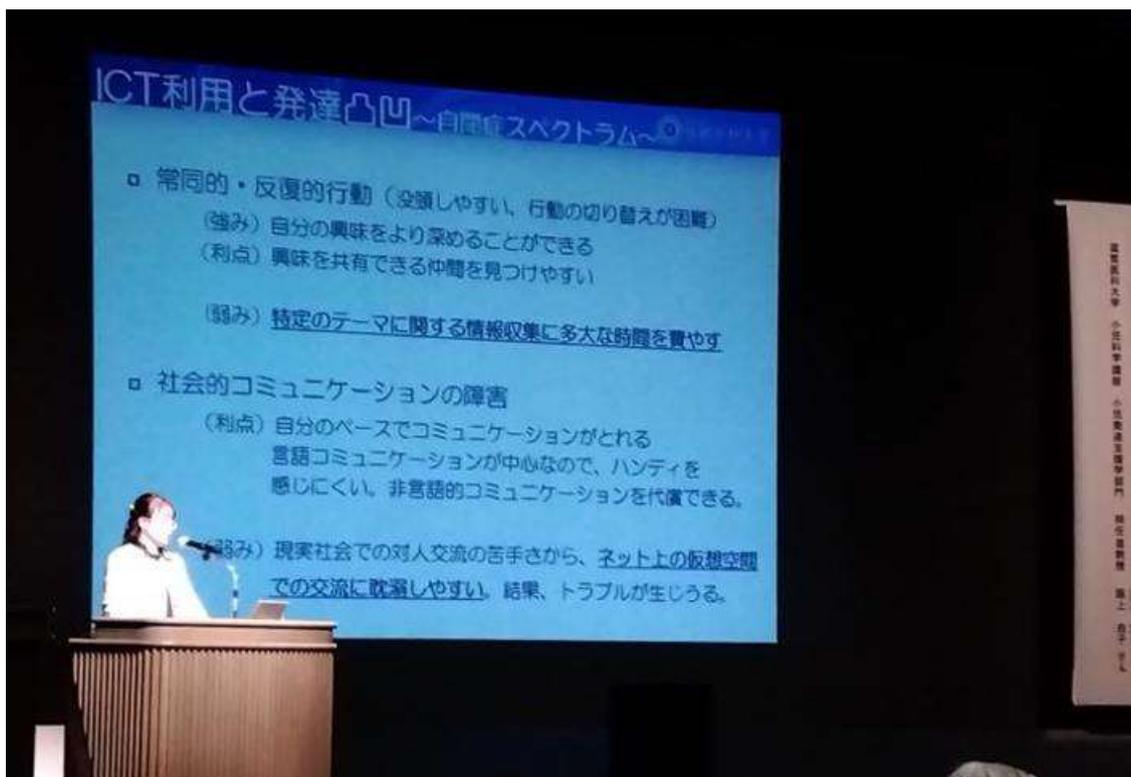
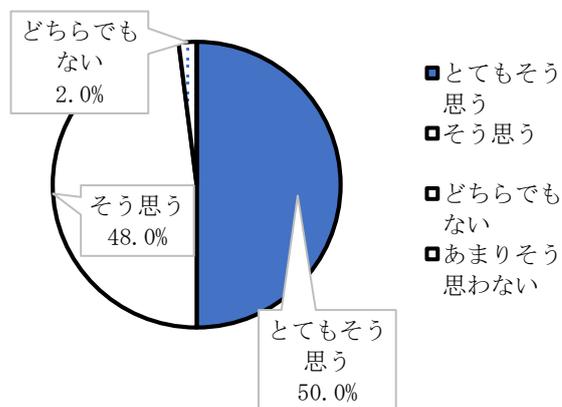
## 7 アンケート結果（抜粋）

アンケート回収数：55 枚

アンケート回収率：85.9%（発達支援課員、子ども除く）

講演を聞いて、発達障害への理解が深まったと思いますか（N=50）

項目	人数	割合
とてもそう思う	25	50.0%
そう思う	24	48.0%
どちらでもない	1	2.0%
あまりそう思わない	0	0.0%



## 第9回 守山市生徒会サミット開催報告

守山市教育研究所

令和5年12月9日（土）、立命館守山中学校・高等学校に市内5中学校（県立守山中学校は都合により欠席）の生徒代表者が一堂に会し、第9回生徒会サミットを開催しました。

今回は、新生徒会として発足したばかりのフレッシュなメンバーが集いました。

今回のサミットの目標は、「相互理解を深めるとともに、これからの1年間、生徒会サミットとして何を目標に取り組んでいくのか」の合意形成を図ることです。

まず、「先輩に学ぶ」と題し、生徒会サミットの前身であるクローバープロジェクトの時代から活動していた立命館大学1回生 平井開陸さんから、体験談を聞きました。生徒会の役員というのは、自分一人ではなく仲間から応援や期待をされていること。その思いに応えられるよう努力すること。また、勉強と部活動、生徒会活動との両立という、中学生ならではの大変さがある中で、みんなで協力して活動することの楽しさや、やり遂げた時の充実感など、活動を通して得られたよろこびについてお話をいただきました。参加した生徒からも「最初の大学生からの講義はとても印象深かった」と決意と意欲をさらに高める時間となりました。



その後、各校からメンバー紹介や活動報告を行った後、グループに分かれて今日の本題である、最上位目標について討議が行われました。事前に「自分としてはどんな最上位目標が良いと考えるのか」という宿題が出されていたこともあり、どのグループとも活発に話し合いがなされました。



今回も、青少年育成市民会議の皆さんにも参加いただき、日ごろ感じている大人の目線からも意見をいただきました。グループ討議や全体協議を行う中で、初めは緊張していた生徒たちもすっかり打ち解け、和気あいあいとした和やかな雰囲気の中、活発な議論が行われました。

時間をかけ議論し合意形成した最上位目標は、「集 ～新時代を作るヤマモリヤマ～」と決定しました。この目標には、守山にある歴史・文化・人など、守山の良さを再度見つめ、それらを集め、新時代に向けてみんなでさらにいいものを創り上げていこう！というような思いが込められています。

今後は、この目標に向けて、私たちはどのような活動に取り組んでいけばいいのか、それぞれの学校で考えて取り組みを実践していくこととなりました。どんな取り組みが生み出されるのか、今から楽しみです。

なお、来年度6月実施予定の次回第10回サミットで実践交流し、生徒会サミットとして何に取り組んでいくのか、合意形成を図りたいと考えています



これからの1年間、市内6中学校が協力してこれらの取組を推進してくれることを期待しています。

なお、会場校でもあり当日の運営も担ってくれた立命館守山中学校生徒会のホスピタリティあふれる対応は、大変素晴らしいものがありました。彼らの活動が今回のサミットを下支えしてくれていました。ありがとうございました。

## 1 目的

- ・各校の生徒会役員が、相互理解を深めるとともにこれからの生徒会活動へのやる気と、守山市生徒会サミットの一員としての連帯感を生みだす。
- ・各校の生徒会活動を交流することで、互いに切磋琢磨し具体的活動への意欲を高める。
- ・今後の活動に向けての未来図を描く。

2 実施日時 令和5年12月9日（土） 午後1時15分から午後4時20分まで

場所：立命館守山中学校・高等学校 3号館

3 参加者 市内各中学生 生徒会役員 35人 守山市青少年育成市民会議 2人  
事務局 10人 関係教員 3人 計 50人

## 4 実施内容

- (1) 「先輩から学ぶ」
- (2) 各校から活動紹介（メンバー紹介・活動計画および課題として考えていることなど）
- (3) グループ協議（この1年間の最上位目標を考える）
- (4) 全体協議（最上位目標の決定）

## 5 合意形成事項および今後の活動について

- (1) 最上位目標 「集 ～新時代を作るヤマモリヤマ～」  
守山にある歴史・文化・人など昔からある守山の良さを再度見つめ、それらを集め、新時代に向けてみんなでさらにいいものを創り上げていこう！というような願いが込められています。
- (2) 最上位目標を達成するために、どのような活動が私たちにできるのか、具体的活動を考え各校で取り組んでいく
- (3) 3学期の始業式等で、生徒会サミットの活動を各校で周知する。
- (4) 次回のサミットは、目標を達成するために行った各校の実践活動をもとに、生徒会サミットとして活動していくことを決定する。

## 6 その他

- (1) 次回開催予定  
第10回生徒会サミット 令和6年6月1日（土）  
会場 守山市役所 防災会議室A・B

### <参加生徒感想より>

○最初はとても緊張して、ちゃんと自分の意見を言えるか心配だったけど、先輩たちのおかげで楽しく皆さんと話し合いをすることができました。また、次回の生徒会サミットを楽しみにしたいです。

○今回、初めて生徒会サミットに参加し、率直な意見としてはとても有意義な時間であったと感じました。他の学校の活動については、うちの学校でも利用できるものもあり、各校の代表からの意見はとても参考になりました。次回からも今回決定した最上位目標をもとに他行とともに交流をして、守山をよい街にしたいです。

- 今回の生徒会サミットが初めての参加で、どんなものか、何をするのが全くと言う程分からなかったし、緊張していた。いざ始まったとき最初の大学生の講義はとても印象深かった。そして、班に分かれて最上位目標について考えるのにグループリーダーがとても明るくて話しやすかったから、自分の意見を言えた。次も行きたい。
- 普段、他校の生徒と交流する機会はないので、他校で行われる様々な活動を知ることができました。生徒会サミットで学んだことを私たちの学校でも新しく取り入れたいと思いました。また、守山をよりよい街にするために私たちにできることを考えたいです。
- 他の学校の人と話す機会がほとんどないので、このようなみんなで一つの話を話し合えるこのサミットは素晴らしい経験になりました。次回も参加してもっと自分の新たな可能性を広げたいです。

## 令和5年度埋蔵文化財センター秋季特別展の開催結果について

文化財保護課

野洲川が形成した沃野では、服部遺跡で弥生時代前期から稲作農耕が始まります。その後次第に、農耕集落は内陸部へと拠点を移します。そして中期には、農業共同体の発達を象徴する環濠集落が下之郷遺跡に、後期になると、クニの政治中枢とされる大型建物群が伊勢遺跡に出現します。

野洲川流域の弥生遺跡は、稲作を契機に、ムラからクニへと統合に向かい、遂には原始国家誕生という弥生社会の発展ストーリーを明快に物語っています。

今回の秋季特別展は、今秋、伊勢遺跡史跡公園の供用が開始されたことに伴い、野洲川流域に育まれた弥生文化を理解していただくことを目的に開催したものです。

- 1 テーマ 「野洲川流域の弥生文化を探る」
- 2 開催期間 令和5年10月1日（日）から12月17日（日）まで
- 3 展示品目 遺跡出土品259点と複製品3点（野洲市所有銅鐸複製品を含む）
- 4 入館者数 492人
- 5 秋季講演会（関連行事）について
  - (1) 日時 令和5年11月18日（土）午後2時開講
  - (2) 演題 「近畿弥生社会からみた下之郷遺跡・伊勢遺跡」
  - (3) 講師 森岡秀人氏（橿原考古学研究所共同研究員・本市遺跡保存整備活用委員会委員）
  - (4) 受講者数 67名

### 6 開催風景



秋季特別展展示風景



秋季講演会開催風景

令和5年度 埋蔵文化財センター春季・秋季講演会および歴史入門講座の開催結果について

文化財保護課

開催事業

- 1 春季講演会 5月20日(土)「弥生文化の十字路口, 琵琶湖地域」  
講師 石黒立人氏(元愛知県埋蔵文化財センター副所長) 受講者数: 56人
  
- 2 歴史入門講座 第1回 6月17日(土)「伊勢遺跡を俯瞰する」  
講師 伴野幸一(守山市教育委員会) 受講者数 61人  
第2回 7月15日(土)「土器からわかる近江の弥生文化」  
講師 伊庭 功氏(公財 滋賀県文化財保護協会) 受講者数 52人  
第3回 8月19日(土)「弥生時代の大型建物からみえてくるもの」  
講師 鈴木康二氏(公財 滋賀県文化財保護協会) 受講者数 50人  
第4回 9月16日(土)「木製品の製作からみた弥生時代の生産」  
講師 阿刀弘史氏(公財 滋賀県文化財保護協会) 受講者数 42人  
第5回 10月21日(土)「墓制からみた弥生時代社会の構造変化」  
講師 宮崎幹也氏(元 米原市教育部理事) 受講者数 38人  
第6回 12月16日(土)「大岩山銅鐸と伊勢遺跡」  
講師 進藤 武氏(元 銅鐸博物館館長) 受講者数 43人
  
- 3 秋季講演会 11月18日(土)「近畿弥生社会からみた下之郷遺跡・伊勢遺跡」  
講師 森岡秀人氏(榎原考古学研究所 共同研究員) 受講者数: 67人
  
- 4 その他

春季、秋季講演会と歴史入門講座全て申し込みが多く、受講者から好評を得ました。伊勢遺跡史跡公園開館に合わせたことで、相乗効果があったものと思われます。



春季講演会



歴史入門講座 第3講



歴史入門講座第4講



秋季講演会会場風景

## もりやま青年団 presents

「あわてんぼうのサンタがおうちにやってきたあ〜！2023」の結果について  
社会教育・文化振興課

### 1 趣旨

本事業は、もりやま青年団が主催し、守山市内で未就学の子どもがいる家庭から希望を募り、事前に預かったクリスマスプレゼントを子どもに届ける催しである。サンタクロースやトナカイに扮した青年が訪宅し、自分たちの住むまちの子どもたちと交流を深めながら、夢や希望を与えられるよう、ふれあいのひと時を演出する。また、市内の青年に積極的に声をかけてより多くの若者が本事業に取り組めるようにすることで、さらなる青年活動の普及や広がりを生むきっかけづくりとする。

### 2 実施日・場所

令和5年12月23日（土）午後4時から午後8時まで（出発式は午後3時）  
応募のあった17家庭

### 3 事業の内容

保護者から事前にお預かりしたお子さんへのプレゼントを、サンタに扮した青年団のメンバーがお届けした。本事業にあわせて、今年度も、まちを少しでも明るくできるよう、空きペットボトルを利用したイルミネーションで北公民館を飾り付けた。

(1) 応募家庭負担金・・・500円（プレゼントはご家庭で別途準備していただいた。）

### 4 事業の成果と課題

子どもたちは、サンタの到着に大喜びで、「やったあ〜！！」と大喜びしたり、お礼の手紙を渡したりする姿を見ることができた。保護者の方は、「きてもらえてとてもうれしいです。子どもたちは待ち望んでいました。」「ぜひ来年もお願いします。」と喜んでおられた。青年団サンタがどのようにして自宅に入るかなどの演出も念入りに打合せをしていたご家庭もあり、サンタの到着を楽しみにして親子が触れ合う機会としていただいていることがわかった。

イルミネーションについては、恒例の行事となりつつあり、「あわてんぼうのサンタ」企画の準備と共に、団員同士が深くつながる契機となっている。

今年度は、夏に行われた滋賀県青年大会の実行委員会に参加した青年に声を掛けたことで団室に集まるメンバーが増え、役割分担をして準備に取り組むことができた。活発な話し合いが行われ、青年団からのプレゼントでも様々なアイデアが生まれた。「あわてんぼうのサンタ」企画を通して、もりやま青年団の成長がみられた。

5 活動の様子



ほたるのまち守山



守山市 PRキャラクター「もーりー」

第41回 野洲川健康

# ファミリーマラソン大会

事前申込制

(当日申込はできません)

参加者募集!

開催日時

令和6年

3月3日(日)

受付/午前8:20▶8:50

開始/午前9:00より



お楽しみコーナー開催!

- ・チャレンジコーナー (キックターゲット・輪投げなど)
- ・ユニバーサルスポーツ体験コーナー
- ・お楽しみ抽選会
- ・軽食販売

※詳しくは裏面をご覧ください

ボランティアスタッフ募集しております。



QRコードを読み取り、お申込みください



2 kmの部

- ◆ファミリーの部:2人以上の家族や仲間
- ◆個人の部:小学生以上の個人

野洲川歴史公園サッカー場 (ビッグレイク) および周辺道路

定員

約 850 名

※雨天中止 ※1組最大5名様まで

5 kmの部

一般の部・高校生以上の個人

野洲川中洲親水公園 (あめんぼう)

定員

約 80 名

※2km・5kmの部とも事前申込制・先着順(当日のお申込はできません)  
※定員に達した場合、申込期間中であっても申込受付を締め切らせていただきます。

郵送申込

令和6年

1月15日(月)▶1月26日(金) **必着**

◆チラシ裏面の大会参加票に必要事項を記入の上、大会事務局へ郵送してください。

WEB申込

令和6年

1月15日(月)▶2月8日(木)

WEB申込はQRコードを読み取り、必要事項をご入力の上、お申込みください



参加費

2 kmの部 300円/人 5 kmの部 500円/人

(保険代含む・参加賞・完走証進呈<2kmの部のみ>)

※大会当日、申し込み申込受付表と合わせてお支払いください



公益財団法人SGH文化スポーツ振興財団

走り方教室

2 kmの部参加者のみ対象

走り方教室は、2 kmの部参加者を対象に、幼児の部(2部制各20組程度)、低学年(小学1~3年生)の部(2部制各30名程度)で募集します。なお、希望者が多い場合は抽選となります。幼児の部と低学年の部は2部制で開催しますが、**第1部が第2部かの申込指定はできません**。幼児の部は、保護者の方も一緒に参加していただけます。

わたSHIGA輝く国ス球・障ス球2025

野洲川歴史公園サッカー場

サッカー元日本代表

ビッグレイク改修記念

加地亮氏・小林大悟氏サッカー教室

2 kmの部参加者 高学年(小学4~6年生) 対象

定員 約 50 名 希望者が多い場合は抽選となります。



サッカー元日本代表 加地亮氏  
国際Aマッチ64試合出場(日本代表)  
ベストイレブン(2006年)  
Jリーグ優秀選手賞(2006・2007年)  
Jリーグ通算499試合出場。  
98年にU-19日本代表に選出され、  
2004年アジアカップに日本代表  
として出場し、優勝を成し遂げる。



サッカー元日本代表 小林大悟氏  
Jリーグ通算223試合出場。  
2004年に第8回天皇杯優勝を  
経験したのち、2006年には  
日本代表に選出された。  
日本以外にもノルウェー・  
ギリシャと渡り歩き、アメリカの  
MLS・USLで9年プレー。  
キャリア通算500試合以上出場。

- 主催 守山市、守山市教育委員会  
 共催 公益財団法人守山市文化体育振興事業団  
 主管 野洲川健康ファミリーマラソン大会実行委員会、守山市スポーツ推進委員、守山市スポーツ協会、守山市スポーツ少年団、守山市子ども会連合会、公益財団法人ガールスカウト日本連盟滋賀県第15団  
 後援 国土交通省近畿地方整備局琵琶湖河川事務所、KBS京都、京都新聞、BBCびわ湖放送  
 協賛 Coca-Cola、山崎製パン、日本バイリーン株式会社滋賀工場、有限会社バンパススポーツ、株式会社シゲタ、レーク滋賀農業協同組合、一般財団法人守山野洲市民交流プラザRise Ville 都賀山  
 協力 公益財団法人SGH文化スポーツ振興財団(走り方教室)、ミズノ株式会社(サッカー教室)、財務省近畿財務局大津財務事務所(サッカー教室)、PIERI、株式会社セブン-イレブン・ジャパン、守山市障害者スポーツ協会、守山野洲交通安全協会守山東・西支部、レーク滋賀農業協同組合守山地区女性部、株式会社レイマック、守山商工会議所、守山野洲医師会、野洲川歴史公園田園空間センター



# ほたるのまち守山 第41回野洲川健康

# ファミリーマラソン大会

## スケジュール

8:20 - 8:50	受付(2kmの部、5kmの部いずれもビッグレイクにて)
9:00 - 9:15	ウォーミングアップ
9:15 - 9:20	開会式
9:20 - 9:30	2kmの部スタート準備、5kmの部移動
9:30	2kmの部スタート(10:00頃終了)
9:45	5kmの部スタート(10:30頃終了)



## お楽しみコーナー開催ー ビッグレイクA・B・Cコート

9:50 - 12:00	9:50 - 12:00	キックターゲット、輪投げ、ストラックアウト、グラウンドゴルフなど	Cコート	お楽しみ抽選会 景品引換	軽食販売 (田空公園)
	9:50 - 12:00	ユニバーサルスポーツ体験コーナー	Cコート		
	10:10 - 10:50	走り方教室(就学前、低学年〈小学1~3年生〉対象)第1部	Bコート		
	10:30 - 12:00	ビッグレイク改修記念 加地亮氏・小林大悟氏サッカー教室(高学年〈小学4~6年生〉対象)	Aコート		
	11:00 - 11:40	走り方教室(就学前、低学年〈小学1~3年生〉対象)第2部	Bコート		

## 【注意事項】

- 参加者は、開催要項に記載された内容を遵守してください。本開催要項を良く読み、内容を十分に理解し、お申込みください。
- 自分の健康状態をよく考え、各自の責任において参加してください。大会中のけが等については、スポーツ傷害保険の範囲内で補償を受けていただけますが、会場での応急処置以外は一切責任を負いません。また、安全上ベビーカーを伴っての参加(抱っこ等含む)は、お断りします。
- 自分に合ったペースで走ってください。途中で体調を崩された場合、決して無理することなく勇気をもって棄権してください。
- タイム計測や順位の付与は行いません。
- 貴重品、手荷物は各自で保管してください。万一の場合には責任を負いかねます。
- 駐車場には限りがあります。大会指定の駐車場が満車の場合、駐車できません。恐れ入りますが、お車でのご来場の方は、ご家族ご友人とお乗り合わせの上、お早目にお越しください。運営にご協力をお願いします。
- 雨天や降雪、感染症の発生状況により主催者の判断で中止する場合があります。なお、中止・協議中の連絡は 守山市有線放送(6:15、6:30、6:45、7:00の4回)および野洲川歴史公園サッカー場ビッグレイクホームページで行います。最終決定は7:00に行います。
- 参加費は、スタート後天候により中止した場合であっても返還致しませんので、ご了承ください。
- 令和6年2月20日(火)までに申込受付票が届かない場合は、必ず事前に事務局までご連絡ください。
- 大会当日、受付で申込受付票・参加費(2kmコース300円、5kmコース500円)と引き換えに、ゼッケンと参加賞をお渡しますので、受付までに必要事項をご記入ください。
- 今大会については、事前申込制をとっており、定員に満たない場合であっても、当日の申込は行いません。

## 野洲川の歴史

野洲川北流、南流はこれまで幾度となく水害をもたらしてきました。昭和46年(1971年)より始まった野洲川放水路工事は、「水害のない、安心できる川にしてほしい」という流域住民の願いを受け、中洲学区を貫通させる大改修工事となりました。この工事では、新庄町の川辺全戸と小浜町の2戸、さらに神社を移転させた上で、190haの農地をも提供しなければなりません。昭和54年(1979年)には通水が開始され、田畑や暮らしに水をもたらす恵みの川となり、現在にいたっています。(HPふるさと守山 デジタル資料集および野洲川風土記より一部抜粋)

## 問い合わせ先

野洲川健康ファミリーマラソン大会実行委員会 事務局

守山市総合政策部 スポーツ振興課内  
〒524-8585 滋賀県守山市吉身二丁目5番22号(守山市役所本庁3階)  
TEL 077-582-1169 FAX 077-582-0539  
E-mail sports@city.moriyama.lg.jp

野洲川歴史公園サッカー場 ビッグレイク(大会当日のみ)

TEL 077-584-3366



## ほたるのまち守山 第41回 野洲川健康ファミリーマラソン大会 参加票(郵送申込用)

代表者	氏名	住所	〒	連絡先	部門	2kmの部 5kmの部
参加者氏名①	参加者氏名④	参加者氏名②	参加者氏名⑤	来場時の車台数	台	

走り方教室参加人数(記名不要)	幼児の部(年中・年長)	人	低学年の部(小1~小3)	人	加地亮氏・小林大悟氏サッカー教室参加人数	小学校高学年対象(小4~小6)	人	サッカー経験	有 無
-----------------	-------------	---	--------------	---	----------------------	-----------------	---	--------	--------

※ファミリーマラソンの参加者に限る

2kmの部、5kmの部どちらも郵送申込される場合は、用紙を複写の上、部門ごとに用紙をご提出ください。

## 教育委員会の日程等について

### 1 教育委員会関係の今後の行事

月	日	曜	時間	場 所	行 事 名	備考
2	14	水	14:00	守山市民ホール 小ホール	守山市教育研究発表大会	開催 案内
2	19	月	14:00	守山市役所 防災会議室	令和5年度守山市自治振興表彰式 令和5年度守山市学校教育表彰式 令和5年度守山市子ども善行表彰式	出席 依頼
3	3	日	9:00	ビックレイク他	第41回野洲川健康ファミリーマ ラソン大会について	開催 案内
3	12	火	午前	市内中学校	令和5年度市内中学校卒業式	出席 依頼
3	14	木	午前	市内幼稚園	令和5年度市内幼稚園卒園式	出席 依頼
3	15	金	午前	市内小学校	令和5年度市内小学校卒業式	出席 依頼
4	8	月	午前	市内小学校	令和6年度市内小学校入学式	出席 依頼
4	8	月	午後	市内中学校	令和6年度市内中学校入学式	出席 依頼

### 2 次回の教育委員会開催日程等

#### 【令和6年第2回守山市教育委員会定例会（2月）】

- 開催日               **2月20日（火）**
- 開催時間           **午後1時30分から**
- 場 所               **守山市役所2階防災会議室B**

#### 【令和6年第1回守山市教育委員会臨時会（3月）】

- 開催日               **3月4日頃予定**
- 開催時間           **未定**
- 場 所               **教育長室**
- その他              市内小中学校管理職の人事異動案件について臨時会を開催します。

【令和6年第3回守山市教育委員会定例会（3月）】

- 開催日           **3月21日（木）**
- 開催時間       **午後1時30分から**
- 場 所           **守山市役所2階防災会議室B**

【令和6年第4回守山市教育委員会定例会（4月）】

- 開催日           **4月23日（火）**
- 開催時間       **午後1時30分から**
- 場 所           **守山市役所2階防災会議室B**

3 その他